

○ 平成三十年人事院指令一八一― 新旧対照表 (昭和四十五年人事院指令一八一―二(関係))

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 人事院規則一八一〇(職員の国際機関等への派遣) 第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。 一〇十四 (略)</p> <p>十五 国際港湾協会 (IAPH)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 人事院規則一八一〇(職員の国際機関等への派遣) 第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。 一〇十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>